

特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

東京の3つの弁護士会(東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)が8日から、「新型コロナウイルス感染の拡大防止のため」として、都内各所の法律相談センターを「休止」した。既にやめている面談相談に加え、電話相談も5月6日まで休むと発表。各弁護士会が独自に行う一部の市民相談は残すとしているが、困窮する人々が増えている今こそ、弁護士の出番ではないのか。(安藤恭子)

人権の砦今こそ出番では

東京3弁護士会 相談センター「休止」

九日午後、霞が関法律相談センターが入る東京・霞が関の弁護士会館前。出入りする人は少なく、十三日から緊急事態宣言解除まで関係者や用件のある会員以外は入館できなくなるといふ「出入口閉鎖のお知らせ」が張り出されていた。

三弁護士会の法律相談センターは弁護士法に基づく施設で、相談料は原則三十分以内五千円。離婚やドメスティックバイオレンス、労働・消費者問題などの相談を受けてきたが、三月二日から面談相談を「休止」した。

今日七日には、「無料電話法律相談」「高齢者・障がい者のための電話相談」「子どもの人権110番」「ほほえみほっとらいん(女性のための電話相談)」などの電話相談の休止も発表。東京弁護士会や第二東京弁護士会は中小企業支援や新型コロナウイルスの相談窓口は続けるとしているが、大幅な機能縮小には違いない。

「法律相談は不要不急の業務ですか。相談を休むと知ってひ

っくり返った」と憤るのは、東京弁護士会所属の秋田一恵弁護士。「世界に例を見ない補償なき自粛要請、私権の制限が続く中、資金繰りや解雇の危機に直面している人々がたくさんいる。人権を守る砦となる弁護士が役割を放棄して良いのか」

都にも緊急事態宣言の対応窓口はあるが、行政から独立した相談窓口であることが大事とい



弁護士会館に張られた出入口閉鎖のお知らせ
霞が関法律相談センターが入る弁護士会館(一部画像処理)

「市民に起きている問題を把握、分析することで、弁護士会は政策提言の役割も果たせるのに」(秋田氏)

三弁護士会は「緊急事態宣言(都知事の要請)」が根拠とするが、都は「外出自粛やテレワークの推進を全般に呼び掛けたが、弁護士会に相談業務をやめるよう求めているはない」(総合防災部)と説明。つまり弁護士会自身の判断ということだ。

東京弁護士会の田島正広副会長は「社会的ニーズは理解しているが、職員や弁護士の外部移動を伴わない非接触型の相談態勢がまだ整っていない」と話す。第二東京弁護士会の国貞美和副会長は「苦渋の決断。相談の大切さは承知しているが、受け付け業務などを担う職員に感染防止の観点から自宅待機を命じる中、態勢維持は困難だった」と述べた。



LC 法律相談センター

「苦渋の決断」/「ネット活用し再開を」

た」と述べた。なお大阪弁護士会は宣言を受けて法律相談センターは閉鎖したが、大阪の弁護士会館で電話相談は続けている。沢田有紀副会長は「感染防止と市民の人権擁護を考えた中で、ぎりぎりバランスをとった」と話す。

「派遣切りに雇い止め。新型コロナウイルスを巡る相談は相次いでいる。法律相談は一瞬でもやめてはだめだ」と話すのは、無料相談窓口を設けている「日本労働弁護団」の東一郎弁護士。事務局で電話を受ける態勢は限界だが、「転送電話に切り替えた。インターネットのテレビ電話なども用いて相談は続ける」と話す。

須網隆夫・早稲田大学院教授(EU法)は「法律相談を休む前に準備の時間はあったはず。労働者も雇用主も困っている今こそ、市民を支える弁護士の出番なのに、これでは信頼を損ないかねない。海外では法律事務所が動画配信で事業者向けに双方向けセミナーをしている。弁護士会は今すぐ市民に休止の事情を説明し、新たな技術も用いて相談再開のめどをつけなくてはだめだ」と語った。

「複雑過ぎて、自分が対
象になるかどうか分からな
減り、年間計算で住民税の
気が増えた。休業手当もな
く放り出されており、この

東証上場投信など

Table with financial data including stock prices and exchange rates. Columns include various market indicators and values.